

## 講演内容に関する質疑応答まとめ

### [権利侵害]

Q：苦手な職員さんから介助を受けないといけない場合は権利侵害にあたりますか。

A：苦手である、合わないということに明確な理由があり、はっきり表明されていることについて対応をしないことは良くない。

### [事例1（障害を抱えながら家族と在宅生活を続けておられるケース）]

Q：相談支援事業所にはつながないのでしょうか？

A：既に相談支援事業所に入っています。チームとして関わっております。

### [後見人と相談員]

Q：後見人と相談員との支援の役割の線引きはどのようになっていますか？

A：成年後見人の役割は基本的に法律行為となります。事業所との契約や身上配慮義務として面会をして本人の状態を見る求められているが、福祉職としてはそれだけでは不十分であると考えます。時には支援者会議へ出席して情報共有をする、自宅に訪問して関係性づくりをする、受診に同行して送り迎えをする後見人もいます。後見人によって違いはありますが、福祉の支援は線引きが難しく、支援者間で相談して互いに協力し合いながら誰が行うか決めている。

### [成年後見制度と地域福祉権利擁護事業]

Q：成年後見と権利擁護事業の線引きはどの様になっていますか？

A：最近は補助、保佐人でも財産管理の代理権があれば、権利擁護事業の契約を解除する流れになっています。長年、権利擁護事業を利用して支援者と関係性ができていて、すぐに契約を解除することできない場合は、タイミングを見て判断することになる。

### [もだまさん]

Q：現在、もだまさんで関わっている高齢者・障害者の人数は何件ですか？

A：受任件数では高齢者と障害者は半分半分です。法人設立時は知的障害の方をお受けすることが多かったが、近年は高齢者の依頼が多くなっている。

### [後見人]

Q：身上監護が得意な後見人、財産管理が得意な後見人がおられると聞いていますが、実際はどうでしょうか？

A：財産管理は弁護士や司法書士さんが長けておられ、身上監護は社会福祉士さんが福祉サービスの理解に精通されており得意とされている。

### [権利の保護と自己決定]

Q：本人の権利の保護と自己決定の選択の際に葛藤があるということですが、最も重視されていることはどの様な事ですか？

A：弁護士は権利保護を意識されている。本人の意思を尊重していくは権利は守れないと叱りを受けることもあります。社会福祉士として本人に寄り添い、一緒に悩みながら、本人の決定や思いを大切にすることを大事にしている。

以上